

森林管理路緊急整備事業実施要領の運用について

平成 13 年 4 月 2 日森第 1 号の 2 農山村整備局長通知
平成 14 年 4 月 1 日森第 102 号農山村整備局長通知
平成 14 年 11 月 1 日森第 102 号の 2 農山村整備局長通知
平成 15 年 3 月 31 日森第 102 号の 3 農山村整備局長通知
平成 19 年 6 月 1 日森第 180 号林政部長通知
平成 20 年 3 月 31 日森第 180 号の 2 林政部長通知
平成 21 年 3 月 31 日森第 1078 号林政部長通知
平成 21 年 4 月 12 日森第 67 号 林政部長通知
平成 23 年 5 月 17 日森第 191 号林政部長通知
平成 26 年 5 月 30 日森第 274 号林政部長通知
平成 27 年 4 月 24 日森第 165 号林政部長通知
平成 28 年 4 月 18 日森第 119 号林政部長通知
令和 2 年 4 月 20 日森第 100 号林政部長通知
令和 4 年 4 月 26 日森経第 123 号林政部長通知
令和 6 年 3 月 21 日森経第 854 号林政部長通知

森林管理路緊急整備事業の実施については、森林管理路緊急整備事業実施要領（平成 13 年 4 月 2 日森第 1 号の 2 農山村整備局長通知。以下「要領」という。）の定めによるほか、以下による。

1 補助対象事業について

(1) 作業路の開設に係る留意事項

起点付近に完成表示支柱（開設年度、事業名、延長を記載）を設置し、県の補助事業で開設したことを明示する。なお、これによらない場合は、予め農林事務所長（以下、「所長」という）に協議のうえ承認を得るものとする。

(2) 作業歩道の構造・規格

全幅員を 0.6m 以上のものとする。

2 調査測量等について

(1) 平面測量は以下のとおりとする。

ア 測点杭

中心線に測点杭を設置し、その間隔は 50m 以下とする。

イ 測距

測点間の水平距離とする。単位は m で、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位とする。

(2) 路線延長

測点間距離を合計し小数点以下第 1 位を切り捨てた単位止めとする。

3 事業計画の変更について

事業主体は、森林管理路緊急整備事業実施要領（以下「要領」という）第6の2により通知された予定補助金額の増に伴う事業計画の変更をしようとする場合は、事前に所長と調整を行うものとする。

所長は、要領第6の1により通知された予定補助金額の増に伴う事業計画の変更をしようとする場合は、事前に森林経営課長と調整を行うものとする。

4 補助金交付申請について

(1) 申請書に添付する書類

- ア 平面図の縮尺は1/1,000～1/5,000とし、線形、起点、終点、測点、測点番号、測点間距離、排水施設の位置を記入する。なお、測点間距離及び排水施設の位置については別表とすることが出来る。
- イ 施行前写真及び完成写真は施行年度、事業箇所、事業内容を明記した黒板等を入れ、起点、中間点、終点の3箇所以上について撮影したものを提出する。
- ウ 位置図は縮尺1/5,000の森林計画図とし、線形及び利用区域、開設目的となる施業区域を記入する。

5 検査基準

(1) 書類検査

申請書類の検査は岐阜県森林整備事業検査要領（平成13年4月2日付け森第2号農山村整備局長通知）に準じるものとする。

(2) 現地検査

- ア 別紙現地検査野帳により、以下の項目について検査を行うものとする。
 - ①延長
 - ②幅員
 - ③その他施工状況
- イ 延長、幅員の検査基準及び規格値は、岐阜県建設工事検査基準の出来形検査基準及び規格値を準用する。その他施工状況については、起点から終点まで踏査のうえ目視又は実測により検査を行うものとする。